



農地バンク制度について

「農地バンク制度」とは、農地の所有者のかたに耕作や管理が困難になった農地を登録していただき、その情報を農地の借受などを希望するかたに提供することで、貸借などを支援する制度です。

遊休農地の発生を防止し、農地の有効利用のため、「農地を貸したい・売りたい」、「農地を借りたい・買いたい」と考えているかたは、農業委員会事務局までお問い合わせください。

問合せ＝農業委員会事務局（農林商工課内） ☎76-5133

森林の樹木を伐採するときは「伐採届」が必要です

地域森林計画の対象となっている森林の木を伐採するときは、森林法により、「伐採届」の提出が義務付けられています。

伐採する場合は、対象となっている森林が事前に農林商工課までお問い合わせください。



【届出対象者】

- ◎森林所有者が自分で伐採するときは、森林所有者が提出します。
- ◎森林所有者が請負によって伐採するときは、森林所有者と伐採業者が連名で提出します。

◎森林以外に転用するため、0.1ha以上1ha以内の開発(土地の形質変更)を伴う伐採を行う場合は、「伐採届」とあわせて「小規模林地開発行為届出書」の提出が必要です。

◎1haを超える開発を行う場合は、「伐採届」でなく、埼玉県寄居林業事務所に「林地開発許可」の申請が必要です。

【届出期間】

- ◎伐採を始める30日前までに提出してください。無届で伐採した場合は、森林法による罰則が適用されることがあります。

問合せ＝農林商工課 産業振興係 ☎76-5133

森林を取得したかたは「所有者届出書」が必要です

個人・法人を問わず、売買や相続により、地域森林計画の対象となっている森林の土地を新たに取得したかたは、面積に関わらず、森林法により「森林の土地の所有者届出書」の提出が義務付けられています。

【届出期間】

土地の所有者となった日から90日以内に、取得した土地のある市町村に届出をしてください。

問合せ＝農林商工課 産業振興係 ☎76-5133

農業委員会委員を公募します!!

美里町農業委員会委員の任期が10月25日をもって満了となります。そこで、6月から農業委員および農地利用最適化推進委員を公募する予定です。

それぞれの委員の任期は、令和2年10月26日から令和5年10月25日までとなります。女性や青年のかた、熱意や識見のあるかたの積極的な推薦、応募をお願いします。

詳しくは広報みさと6月号でお知らせします。

住宅改修資金補助事業について

町内商工業の活性化と町内居住者の住環境の向上のため、住宅改修工事費の一部補助を行います。自己が所有する住宅(倉庫などは除く)の改修工事に対し、1世帯につき1回限りご利用できます。

【対象となる要件】

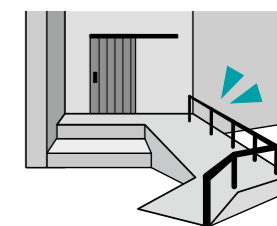
- ・町内に居住し、住民基本台帳に登録されているかた
- ・工事金額が10万円以上(消費税を除く)であること
- ・町税などに滞納がないこと
- ・町内業者による住宅改修工事であること

【申請方法】

工事着工前に申請書に必要な書類を添え、農林商工課へ提出してください。

【交付方法・交付額】

改修工事完了報告後、対象となる改修工事金額の30%に相当する額(上限10万円・千円未満切捨て)を美里町商工会が発行する商品券「みさと元気チケット」で交付します。



問合せ＝農林商工課 産業振興係 ☎76-5133

農地の転用には許可が必要です

農地を宅地、駐車場、資材置場など農地以外の目的に利用しようとする場合には、農地転用許可が必要です。また、転用しようとする農地が農業振興地域内の農用地区域(青地)に指定されている場合は、原則として転用は許可されません。やむを得ず転用する場合は、農用地区域から除外する手続きを行った後、農地転用の手続きを行うことになります。

転用をお考えのかたは、必ず事前にご相談ください。

【農地転用の許可】

◎対象になる農地

登記地目が農地の土地。また、登記地目が農地でなくても、農地として利用されている土地も対象となります。

◎転用の可否

転用の許可は農地法の基準(場所や目的などにより異なります)により判断されます。

◎申請手続き

毎月10日(10日が土日、祝日の場合はその翌日の開庁日)までに申請書を提出してください。

申請から許可までにかかる期間はおよそ2か月です。

問合せ＝農業委員会事務局(農林商工課内)

☎76-5133



【農用地区域からの除外】

◎除外の要件

除外するには、次の5つの要件を全て満たすことが必要です。

- ①必要性および緊急性があり、他に代替すべき土地がなく、農地転用、建築確認許可など、必要な許認可の見込みがあること。
- ②農用地の集団化、農作業の効率化その他農業上の利用に支障がないこと。
- ③効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障がないこと。
- ④土地改良施設などの機能に支障がないこと。
- ⑤土地改良事業などの工事が完了した年度の翌年度から起算して8年を経過した土地であること。

◎申出手続き

4月、7月、10月、1月の各10日(10日が土日、祝日の場合はその前日の開庁日)までに申出書を提出してください。

申出から除外までにかかる期間はおよそ7、8か月です。

問合せ＝農林商工課 産業振興係 ☎76-5133